

個人の加入者さまへ

税務申告後に農業共済へ提出いただく書類について

- 確定申告終了後に、下記一覧の書類を農業共済組合へご提出ください。
- 「情報提供に関する同意書」を提出された方は、農業共済から同意書記載の税理士法人（税理士）へ提供依頼させていただきます。
なお、税務申告書類以外で必要になる書類につきましては、下記一覧をご確認いただき、農業共済組合へご提出ください。
- 表**1・2**は**提出が必須**です。
- 表※3は、必要がある場合にご提出していただけます。
(ご加入者さまによって、ご提出していただく書類が異なります。)
- 提出期限は、税務申告期限日から1カ月以内となっております。



ご提出いただく税務申告等書類の一覧		個人
1	確定申告書第1表	必須
2	所得税青色申告決算書（農業所得用）の損益計算書 ④収入金額の内訳	必須
※3	保険期間の棚卸表（総勘定元帳）	※○
※3	事業消費帳簿（総勘定元帳）	※○
※3	その他計算に必要な書類（部門別の総勘定元帳など）	※○
※3	事故発生の事実を確認できる根拠書類（診断書等）	※○



※必要がある場合

税務申告書類の提出が、ホームページからできますので、ご利用ください！

■「受付フォーム」
QRコード



検索ワード N O S A I 岐阜収入保険受付フォーム



- 1 確定申告書 第1表について
- 2 所得税青色申告決算書（農業所得用）、損益計算書及び④収入金額の内訳について

○税務申告後の書類の写し



1 確定申告書 第1表の写し 必須

税務署長 令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書 FA2203

	納税地	個人番号 (マイナンバー)	生年月日	
	現在の住所又は居所事業所等 令和〇〇年〇〇月〇〇日現在の住所		フリガナ	
			氏名	
	職業	屋号・雑号	二等主の氏名	世帯主との続柄
	種類	特典の表示	整理番号	電話番号
			自宅・勤務先・携帯	

収入金額等 (単位は円)	事業	営業等	区分	ア	
		農業	区分	イ	
	不動産		区分	ウ	
	配当		区分	エ	
	雑	給与	区分	オ	
		公的年金等	区分	カ	
		業務	区分	キ	
		その他	区分	ク	
	総合譲渡	短期	区分	ケ	
		長期	区分	コ	
	一時	区分	サ		
所得金額等	事業	営業等	①		
		農業	②		
	不動産		③		
	利子		④		
	配当		⑤		
	雑	給与	⑥		
		公的年金等	⑦		
		業務	⑧		
		その他	⑨		
		⑦から⑨までの計	⑩		
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		⑬		
	小規模企業共済等掛金控除		⑭		
	生命保険料控除		⑮		
	地震保険料控除		⑯		
	寡婦、ひとり親控除	区分	⑰～⑱	〇〇〇〇	
	勤労学生、障害者控除	区分	⑲～⑳	〇〇〇〇	
	配偶者(特別)控除	区分	㉑～㉒	〇〇〇〇	
	扶養控除	区分	㉓	〇〇〇〇	
	基礎控除		㉔	〇〇〇〇	
	⑬から㉔までの計		㉕		
雑損控除		㉖			
医療費控除	区分	㉗			
寄附金控除		㉘			
合計	(㉕+㉖+㉗+㉘)	㉙			

税金の計算	課税される所得金額 (㉙-㉚)又は第三表 上の等に対する税額 又は第三表の63	区分	③①	〇〇〇
	配当控除	区分	③②	
		区分	③③	
		区分	③④	〇〇
	政党等寄附金等特別控除	区分	③⑤	
	住宅耐震改修特別控除等	区分	③⑥	
	算引所得税額 (㉙-㉚-㉛-㉜-㉝)	区分	④①	
	災害減免額	区分	④②	
	再引所得税額(基本所得税額) (㉙-㉚)	区分	④③	
	復興特別所得税額 (㉙×2.1%)	区分	④④	
所得税及び復興特別所得税の額 (㉙+㉚)	区分	④⑤		
外国税額控除等	区分	④⑦		
源泉徴収税額	区分	④⑧		
申告納税額 (㉙-㉛-㉜-㉝)	区分	④⑨		
予定納税額 (第1期分・第2期分)	区分	⑤①		
第3期分の税額 (㉙-㉛)	区分	⑤②	〇〇	
修正申告 修正前の第3期分の税額 (還付の場合は値に△を記載)	区分	⑤③		
第3期分の税額の増加額	区分	⑤④	〇〇	
その他	公的年金等以外の合計所得金額	区分	⑤⑤	
	配偶者の合計所得金額	区分	⑤⑥	
	専従者給与(控除)額の合計額	区分	⑤⑦	
	青色申告特別控除額	区分	⑤⑧	
	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	区分	⑤⑨	
	未納付の源泉徴収税額	区分	⑥①	
	本年分で差し引く繰越損失額	区分	⑥②	
	平均課税対象金額	区分	⑥③	
	変動・臨時所得金額	区分	⑥④	
	申告期限までに納付する金額	区分	⑥⑤	〇〇
延納届出額	区分	⑥⑥	〇〇〇	
深受け取る税金の所	郵便局名等	預金種類	普通 当座 貯蓄 貯蓄	
入金先	銀行 金庫 総合 農協 漁協	本店・支店 出張所 本所・支所		
口座番号 記号番号				
公金受取口座登録の同意		公金受取口座の利用		
整理欄	区分	A B C D E F G H I J K		
異動				
補完				
確認				

第一表 (令和五年分以降用)

④④・④⑤・④⑨・⑤①又は⑤②の記入をお忘れなく。



2 所得税青色申告決算書（農業所得用）の損益計算書の写し **必須**

FA3100

令和 〇 年分所得税青色申告決算書（農業所得用）

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	業種名	事務所所在地
フリガナ氏名	農園名	氏名(名称)
	電話番号	電話番号

令和 年 月 日 損益計算書 (白 月 日 至 月 日)

提出用
(令和二年分以降用)

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
販売金額 ①		作業用衣料費 ⑳		差引金額 ㉑	
家事消費金額 ②		農業共済掛金 ㉒		(㉑-㉒)	
雑収入 ③		減価償却費 ㉓		貸倒引当金 ㉔	
小計(①+②+③) ④		荷造運賃手数料 ㉔		各種引当金等 ㉕	
農産物の棚卸高 期首 ⑤		雇人費 ㉕		計 ㉖	
期末 ⑥		利子割引料 ㉖		専従者給与 ㉗	
計 (④-⑤+⑥) ⑦		地代・賃借料 ㉗		貸倒引当金 ㉘	
租税公課 ⑧		土地改良費 ㉘		繰入金額等 ㉙	
種苗費 ⑨				計 ㉚	
素畜費 ⑩				青色申告特別控除の施行金額 (㉚-㉛)	
肥料費 ⑪				青色申告特別控除額 ㉛	
飼料費 ⑫				所得金額 ㉜	
農具費 ⑬				(㉛-㉜)	
農薬費 ⑭				⑧のうち、肉用牛について特別控除を受ける金額	
諸材料費 ⑮				●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を厳んでください。	
修繕費 ⑯				●下の欄には、書かないでください。	
動力光熱費 ⑰					
		経費から差し引く果樹牛馬等の資産費 ㉞			
		計 (⑦+⑧-⑨-⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-㉞) ㉟			



2 ㉑ 収入金額の内訳の写し **必須**

FA3125

令和 〇 年分

フリガナ氏名

提出用
(令和二年分以降用)

① 収入金額の内訳 (現金主義によっている人は、期首、期末の棚卸高は記入しないでください。)

区分	作付面積 (期首) (項別数)	本年		農産物の		販売金額	家事消費		農産物の	
		取引量 (生産額数)	期首 金額	期首 金額	金額		金額	期末 金額	金額	
果樹										
畜産										
その他										
合計										

② 農産物以外の棚卸高の内訳 (現金主義によっている人は、記入しないでください。)

区分	期首		期末	
	数量	金額	数量	金額
未収農産物				
販売用動物				
種苗肥料農具材料その他				
合計				

③ 雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	支 給 額		所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
		現 金	物 資	
その他(人分)				
計				

④ 専従者給与の内訳

氏 名	続柄	年齢	仕事日数	支 給 額		所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
				給 付	合 計	
計						

(注) ①、②、③、④の金額は、それぞれを1ページの①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩の欄に併記してください。



保険期間の棚卸表について（※必要がある場合）

農産物の棚卸がある場合は、**棚卸の内訳書の写し**が必要となります。

※農産物の棚卸がない場合も、棚卸の有無の確認が必要となる場合があります。

事業消費帳簿について（※必要がある場合）

他者から仕入れた農産物等の販売金額がある場合は、**仕入れ高（元帳）および仕入品の販売金額がわかる元帳の写し**が必要となります。

※収入保険において、販売金額（農業収入）から除く金額を確認するために必要となります。

その他計算に必要な書類（元帳など）について（※必要がある場合）

例：**雑収入、売上高の写し**など

○雑収入：収入保険において、販売金額（農業収入）に含める補助金等の確認をするため、必要になる場合があります。

○売上高：損益計算書の収入金額の内訳において、品目別（区分別）に販売金額が計上されていない場合に必要となります。

※税務申告書類以外の提出書類について

○病気やケガを理由に保険金支払いの対象となる場合は、**診断書（収入保険用の様式）**の提出が必要となります。（※必要がある場合）

畑作物の直接支払交付金（麦・大豆・そばを作付けしている加入者の方）の申請をされている方は、以下の書類が必要となります。

○畑作物の直接支払交付金における面積払交付決定通知書（兼交付金計算書）の写し

○畑作物の直接支払交付金における数量払の交付決定通知書の表面及び裏面の写し

※畑作物の直接支払交付金における数量払の交付決定通知書について、数量払いの交付金が0円であっても、裏面の畑作物の直接支払交付金における数量払の交付金計算書が必要となりますので、表面及び裏面の写しのご提出をお願いします。

○税務申告における手数料等及び消費税の取扱いについて

下記の内容について、確認が必要となります。**個別注記表**など、確認できる書類がある場合は、写しのご提出をお願いします。

手数料の取扱いについて

純額主義（手数料等控除後の金額）または総額主義（手数料等控除前の金額）

消費税の取扱いについて

税抜経理方式または税込経理方式

ご連絡・お問い合わせはNOSAI岐阜の最寄りの支所へ



岐阜支所 ☎：058-201-0157

西濃支所 ☎：0584-64-6667

中濃支所 ☎：0575-22-1008

東濃支所 ☎：0573-25-8805

飛騨支所 ☎：0577-35-0310

